

旧灰溶融施設(エコスラグセンター)の土地・建物・設備の 活用に係るサウンディング型市場調査【実施要領】

旧灰溶融施設（エコスラグセンター）とは

鳥取県西部広域行政管理組合エコスラグセンターは、鳥取県西部地域2市6町1村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町）の一般廃棄物処理施設から発生する廃棄物残渣等を溶融、再資源化（スラグ化）し、ごみの減量を図るための施設として、平成16年に設置しました。

その後、処理量の減少及び施設の老朽化に伴う修繕費の増加により処理単価が急増したことから、平成28年2月に稼働を停止し、令和2年4月に行政目的としての用途を廃止しました。

以下、本要領ではエコスラグセンターを旧灰溶融施設といたします。



※ 物件の詳細は資料編をご参照ください。

1 サウンディング型市場調査の目的

当組合では、旧灰溶融施設を令和7・8年度に解体する計画としていますが、その前段で、土地・建物・設備の活用策を検討することとしています。

そこで、旧灰溶融施設の土地・建物・設備の活用を希望される民間事業者の皆さまから活用アイデアを募集し、対話による意見交換を行うことで、活用の可能性及び市場性等を把握することを目的にサウンディング型市場調査を実施するものです。

2 サウンディング型市場調査の日程

	内容	日程	提出書類
(1)	現地見学会（希望者のみ）の開催期間	令和4年11月1日～令和5年2月28日	・現地見学会参加申込書（様式1）
(2)	活用アイデア（提案）の募集受付期間	令和4年11月1日～令和5年3月10日	・誓約書（様式2） ・役員等調書兼照会承諾書（様式3） ・エントリーシート（様式4） ・提案書（様式5）
(3)	サウンディング（対話）の実施期間	令和4年11月1日～令和5年3月31日 （提案者と調整し随時実施）	
(4)	調査内容（提案内容）の公表時期	令和5年5月頃を予定	

3 サウンディングの項目

以下の項目を含む活用アイデアをご提案いただき、意見等をお聞かせください。

■ 活用用途及び事業内容

■ 地域貢献への取組(地元雇用、災害対応等)

※ 旧灰溶融施設の活用にあたって、地域と協力、連携し、密接な関係を築いていくための工夫、地域課題の解決につながる取組等、地域貢献につながる取組内容を提案してください。

例：活用に伴い地元住民を雇用し、地域経済の活性化に寄与する

例：災害発生時には地域の避難所としても活用するほか、備蓄倉庫等を設ける

■ 溶融炉の使用の有無及びダイオキシン対策

※ 旧灰溶融施設の溶融炉及び集塵設備の付着物には、ダイオキシン類が含有していることが想定されることから、今後、適切な対策を講じていく必要があります。

溶融炉の使用の有無によって、対策方法が異なることが想定されることから、当組合においても、提案内容に応じて、対策（除染、撤去等）を検討する予定です。

このため、溶融炉の使用の有無と提案者において想定されるダイオキシン対策について、お聞かせください。

■ 譲受可能な価格水準・時期

■ その他(譲受が可能な条件等)

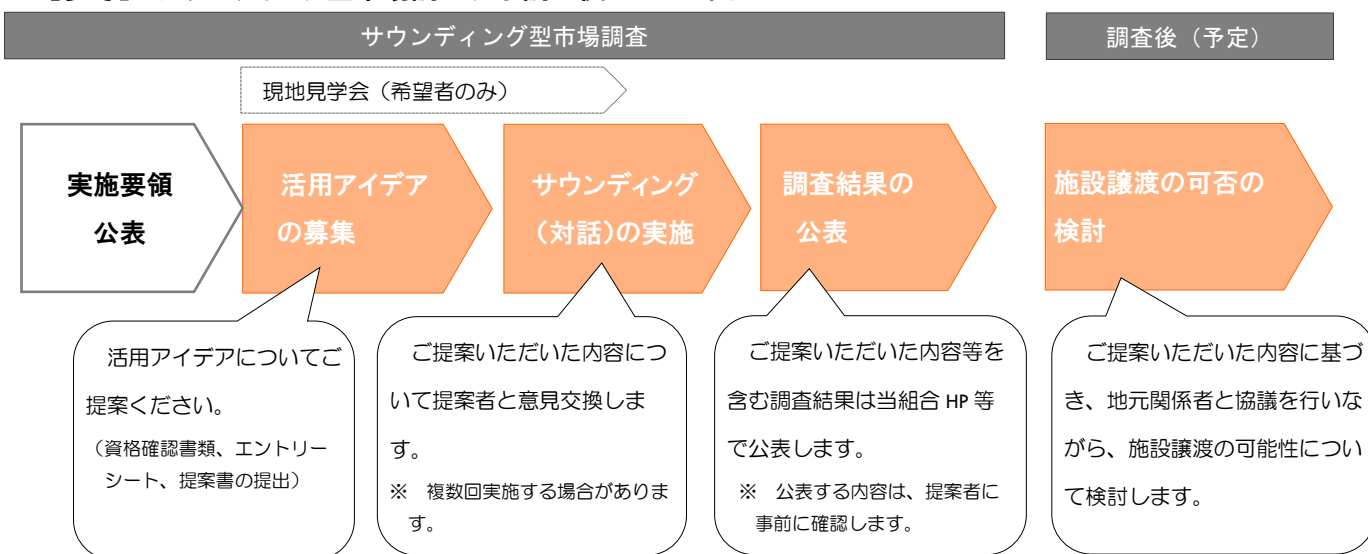
※ 提案は、実現可能かつ周辺環境に十分配慮したものとしてください。

4 調査後の検討の進め方（予定）

提案内容に基づき、施設譲渡の可否について、地元関係者（地元自治体及び地元関係地区）と協議を行いながら、検討を進める予定です。

※ 地元関係者の協議が整わなかった場合は、施設譲渡は行いませんのであらかじめご了承ください。

【参考】 サウンディング型市場調査及び調査後のフロー図



5 提案にあたっての参考情報

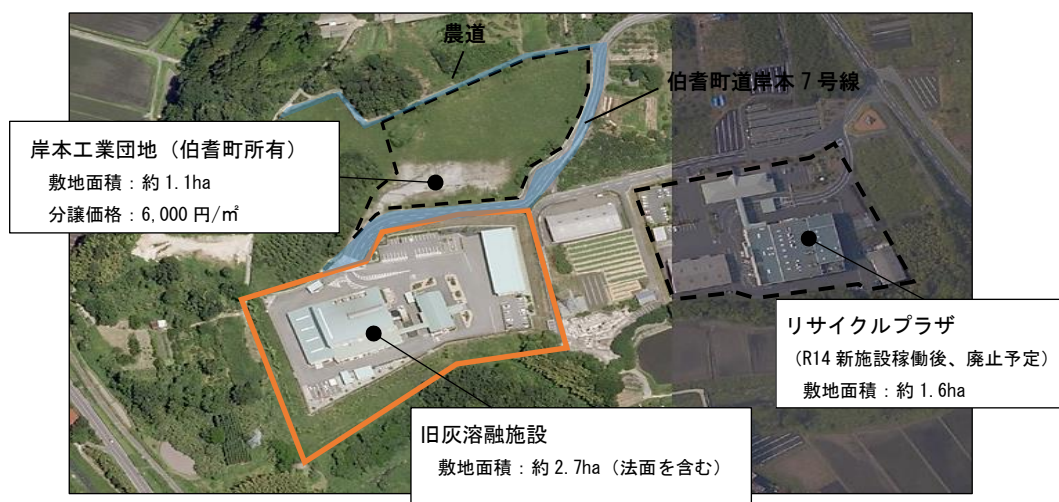
○ 提案が可能な土地等の範囲

種類	面積	備考
旧灰溶融施設の工場敷地（法面を含む）	約 2.7ha	
旧灰溶融施設の周辺にある以下の施設等を含めた提案も可能です。		
岸本工業団地 ※1	約 1.1ha	伯耆町所有
不燃ごみ処理施設 ※2	約 1.6ha	当組合所有 (R14 新施設稼働後廃止予定)

※1 岸本工業団地の譲受については、伯耆町へ直接お問い合わせください。

※2 不燃ごみ処理施設の廃止は予定であり、R14 頃の譲渡を確約するものではありません。

【参考】旧灰溶融施設の航空写真



○ 旧灰溶融施設の土地・建物・設備の評価額

土地の固定資産仮評価額：66,180,660 円（法面を含む工場敷地部分）

建物の固定資産仮評価額：未評価

※ 建物の固定資産仮評価、土地及び建物の不動産鑑定評価は、施設譲渡に進む場合に実施する予定です。

○ 開発許可等の条件

開発行為に伴う許認可条件等は、事前に鳥取県にお問い合わせください。

○ 企業優遇制度

鳥取県の企業優遇制度については資料編をご参照ください。

※ 施設の図面等の貸し出しが可能です。

数量が限られていますので、必要な場合は事前にお問い合わせください。

6 参加（提案）手続

(1) 提出書類

○現地見学会（希望者のみ）

- ・ 現地見学会申込書……………（様式1）

○サウンディングの申込

〈資格確認書類〉

- ・ 誓約書……………（様式2）
- ・ 役員等調書兼照会承諾書…（様式3）

〈提案用書類〉

- ・ エントリーシート……………（様式4）
- ・ 提案書……………（様式5）

(2) 提出(申込受付)期限

資格確認書類、提案用書類：令和4年11月1日(火)～令和5年3月10日(金)

(現地見学会の参加申込書：令和4年11月1日(火)～令和5年2月28日(火))

(3) 提出(申込)方法

提出書類の送付（FAX、電子メールまたは郵送による）または持参による

※ 提出書類を持参される場合の受付時間は、8：30～17:15です。ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に
関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除
きます。

(4) 提出(申込)先

〒 689-3403 鳥取県米子市淀江町西原1 1 2 9番地1（米子市淀江支所内）

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設管理課 環境企画室

FAX 0859-56-3152 E-mail shisetsukanri@tottori-seibukoiki.jp

(5) 本調査への参加資格について

提出（申込受付）期限までの間において、次の要件に該当している場合は、本調査に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加制限を受けているもの
- ② 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされているもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められるとき。

7 留意事項 ※ 必ずご確認の上、お申し込みください

(1) 本調査の位置付け

本調査は、旧灰溶融施設の活用の可能性及び市場性を把握するためのもので、活用事業者（譲渡先）を選定するものではありません。

また、提案内容に基づき、施設譲渡の可否について、地元関係者（地元自治体、地元関係地区）と協議を行いながら、検討を進めますが、協議が整わなかった場合は、施設譲渡は行いません。

(2) 参加(提案)実績について

本調査への参加実績は、今後、活用事業者（譲渡先）の選定を行うこととなった場合の評価等に優位性を与えるものではありません。ただし、提案内容が公募条件等に反映される可能性があります。

(3) 費用負担について

現地見学会、サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の自己負担です。ご理解をお願いします。

(4) 追加サウンディングへの協力について

サウンディング終了後も、必要に応じて追加のサウンディング（文書照会等を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。ご協力をお願いします。

(5) 提出資料の取扱いについて

本調査において参加事業者から提出された資料等は、鳥取県西部広域行政管理組合情報公開条例（平成13年条例第1号）の対象となり、公にすることで参加事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるもの等の情報を除き、公開する場合があります。

(6) 調査結果の公表について

調査結果（提案内容）は、当組合のホームページに概要を公表する予定です。また、参加事業者のノウハウに考慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ公表内容の確認を行います。

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 施設管理課 環境企画室（米子市淀江支所内）

T_E 0859-21-1391 F_{AX} 0859-56-3152